

吸収分割に係る事後開示書面

令和7年3月3日

株式会社アダストリア

株式会社アンドエスティ

2025年3月3日

各位

茨城県水戸市泉町三丁目1番27号
株式会社アダストリア
代表取締役 福田 三千男

東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号渋谷ヒカリエ27階
株式会社アンドエスティ
代表取締役 木村 治

吸収分割に係る事後開示事項

分割会社：会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条
承継会社：会社法第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条

株式会社アダストリア（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社アンドエスティ（以下「承継会社」といいます。）は、2024年12月18日付で分割会社と承継会社との間で締結した吸収分割契約書に基づき、2025年3月1日を効力発生日として、分割会社におけるプロデュース事業、及びデータ・システムソリューション事業、並びにこれらの各事業に付随関連する事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行いました。

本件吸収分割に関する事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2025年3月1日

2. 分割会社における法定手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 吸収分割をやめることの請求（会社法第784条の2）

本件吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

本件吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権者の新株予約権買取請求（会社法第 787 条）

該当事項はありません。

(4) 債権者の異議申述（会社法第 789 条）

分割会社は、承継会社に承継したすべての債務について重疊的債務引受けを行ったため、当該手続を行う必要はありませんでした。

3. 承継会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 吸収分割をやめることの請求（会社法第 796 条の 2）

承継会社は、分割会社の完全子会社であるため、吸収分割をやめることの請求はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

承継会社は、分割会社の完全子会社であるため、反対株主の株式買取請求はありませんでした。

(3) 債権者の異議申述（会社法第 799 条）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2024 年 12 月 19 日付の官報及び日刊工業新聞により債権者に対して公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本件吸収分割の効力発生日をもって分割会社におけるプロデュース事業、及びデータ・システムソリューション事業、並びにこれらの各事業に付随関連する事業に関する権利義務を承継しました。

5. 変更登記日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本件吸収分割の効力発生日である 2025 年 3 月 1 日から 2 週間以内に行う予定です。

以上